



指定処理施設等設置許可証

住 所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2

氏 名 勝田環境株式会社

代表取締役 望月 福男

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成 19 年茨城県条例第 17 号）第 12 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設等であることを証する。

令和 3 年 (2021 年) 12 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	令和 3 年 12 月 2 日	許可番号	1-1-0495
施設の種類	破碎施設		
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず(いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)		
設置の場所	ひたちなか市大字高野字大房地 1967 番地 1 外 9 筆		
処理能力	1.90t/日(8時間) 0.23t/時間		
許可の条件			
条例第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の許可に係る許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	<ol style="list-style-type: none">1 指定処理施設等の設置に当たっては、関係法令を遵守すること。2 計画の内容等に変更があったときは、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。3 指定処理施設等がしゅん工したときは、指定処理施設等使用前検査申請書を提出し、検査を受けること。		